

## 診断マトリックス（税関版）

税関手続は国税と比べ各国共通性が高いと思われる。これは、貿易は輸出と輸入がペアであり、かつ、第三国を経由することも常態化しているため、他国の手続が伝搬され易く、また、複数の国で同じ申請を行なう業者が存在していること、また、貿易を振興させることが税収の増加、経済の成長に繋がり、各国とも貿易の拡大を阻害するものを排除することに積極的であったことなどと考えられる。また、貿易手続、慣行の共通化にあたっては、往々にして国家間での利害関係の衝突もみられることから、WTOあるいはWCOをはじめとする国際機関による調停も兼ねた標準化作業が他の分野と比べ大きく進んでおり、中心的名手続については、協定、条約、勧告（recommendation）あるいはガイドラインとして制定されている。また、当該協定、条約は既に多くの国々が批准しており、これを一種のメルクマールとすることは必須ではないかと考える。このような例は、従来よりビジネスの展開が国という枠に収まらない通信、郵便、海運、航空にも共通するものと思われる。

したがって、税関手続、業務に関連する診断マトリックスの策定にあたっては、極力、国際的に標準化されたものを採用することとし、単純にわが国の手続、慣行を基準とすることは避けるべきであると考えられる。特に島国であるわが国には、国境警備といった概念がなく、また、時刻の領土を経由して他国に貨物が運び込まれるトランジットと、わが国の保税運送は似て非なる手続であり、留意が必要となる。

他方、評価項目をわが国の手続に合致させないこと、他の先進諸国の詳細な状況を知ることができないことから、その項目をどのように客観的に評価するかについて工夫が必要となろう。協定、条約があるものについては、協定、条約に批准していること、協定、条約を受けた国内法を制定していること、さらには、協定、条約が定める手続が現場で行われている手続の大部分を占めるものとなっているかどうかを評価することとすればよいのではないかとと思われる。

### 通関

項目	執務時間外の実務	執務時間の調整	申告書	電子申告書	申告項目	申告書の提出	補助書類	電子書類の提出
京都規約規定 (付属書 II)	執務時間外及び税関官署外における税関手続及び税関実務のために定められた任務を遂行する。	異なる締結国の税関官署が共通の国境通過点に置かれる場合には、関係締結国の税関当局は、当該税関官署の執務時間及び権限を調和させる。	物品申告書の様式は、国際連合のレイアウト様式に適合したものとす。	関税協力理事会の情報技術に関する勧告に定める殿試情報の交換のための国際標準に基づくものとする。	申告書に記載すべき情報を、税の確定及び徴収、統計の作成並びに関税法令の適用に必要と認める時効に限る。	申告書の作成に必要なすべての情報を有していない場合において税関が正当と認める理由があるときは、仮の又は不完全な申告書の提出を認める。	税関は、申告書の補助として、作業の実施を可能にするため及び関税法令の適用に関するすべての条件が満たされていることを確保するために必要な書類のみを要求する。	税関は、電子的手段による補助書類の提出を認める。
Level 3	京都規約の規定以上に簡素化された手続がベストプラクティスとして実施されている。							
Level 2	京都規約に基づく国内法令が整備されている。							
Level 1	京都規約を批准しているが国内法令の整備はなされていない。							
Level 0	京都規約を批准していない。							

項目	書類の受理	電子申請	申告期間	提出期間の延長	到着前申請	申告書の訂正	申告書の訂正	申告の撤回
京都規約規定 (付属書 II)	指定したいずれの税関官署においても申告書の提出を認める。	電子的手段による申告書の提出を認める。	申告書の提出のための期間を定める場合には、認める期間は、申告者が申告書を完成させ、かつ、必要な補助書類を取得することができるように十分なものとする。	正当と認める理由がある時には、申告書の提出のために定めた期間を延長する。	国内法令は、物品の到着前の申告書及び補助書類の提出及び受理又は審査について定める。	申告書の審査又は物品の検査のいずれも開始していない場合に限り、申告書を訂正することを認める。	申告書の審査を開始した後に要請を受けた場合において、申告者が申し立てた理由を正当と認める時は、申告書を訂正することを認める。	申告者は、申告書を撤回し及び他の税関手続を申請することを認められる。
Level 3	京都規約の規定以上に簡素化された手続がベストプラクティスとして実施されている。							
Level 2	京都規約に基づく国内法令が整備されている。							
Level 1	京都規約を批准しているが国内法令の整備はなされていない。							
Level 0	京都規約を批准していない。							

項目	簡易申告	他所蔵置	一括申告	簡易申告	合同検査	事前引取	納税義務規定	税の確定時期
京都規約規定 (付属書 II)	税関が定める基準を満たすと認定した物に対し、後に最終的な申告書を完成させるために必要な最小限の情報を提供することにより物品を引き取ることを認める。	税関が定める基準を満たすと認定した物に対し、申告者の施設又は他の税関が承認した場所において物品の通関を行なうことを認める。	税関が定める基準を満たすと認定した物に対し、一定の期間内のすべての輸入又は輸出について一括した申告書を認める。	税関が定める基準を満たすと認定した物に対し、認定した物が自己の帳簿への記入により申告書を提出し、後に補足的な申告書によって補完することを認める。	物品が他の権限のある当局によって検査されなければならない、かつ、税関も検査を余地している場合には、可能な時は、同時に実施することを確保する。	研究所における見本の分析、詳細な技術上の書類又は専門家の助言が必要であることを決定した場合には、必要な担保の提供等を条件として検査の結果が判明する前に物品の引き取りを許可する。	国内法令は、納税義務が生ずる状況について定める。	課される税を確定する時期については、国内法令に定める。
Level 3	京都規約の規定以上に簡素化された手続がベストプラクティスとして実施されている。							
Level 2	京都規約に基づく国内法令が整備されている。							
Level 1	京都規約を批准しているが国内法令の整備はなされていない。							
Level 0	京都規約を批准していない。							

項目	税の確定要素	税率の公表	税の納付	納付者	納期限	払戻し	再輸出	再輸入
京都規約規定 (付属書 II)	税の確定の基礎となる要素及び当該要素を決定する条件については、国内法令に定める。	税率は、公の出版物に記載される。	国内法令は、税を納付するために用いることのできる方法を定める。	国内法令は、税の納付について責任を有する者を定める。	国内法令は、納期限及び納付すべき場所を定める。	税の確定の誤りの結果、課すべき額を超過したバクの課税を行なったことが立証された場合には、払戻しを認める。	輸入国において加工、修繕又は使用のいずれも行われず、かつ、妥当な期間内に再輸出される場合には、払戻しを認める。	輸出された国において加工、修繕又は使用のいずれも行われておらず、かつ、妥当な期間内に再輸入される場合には、払戻しを認める。
Level 3	京都規約の規定以上に簡素化された手続がベストプラクティスとして実施されている。							
Level 2	京都規約に基づく国内法令が整備されている。							
Level 1	京都規約を批准しているが国内法令の整備はなされていない。							
Level 0	京都規約を批准していない。							

項目	担保の種類	担保の額	包括担保	担保の限度額				
京都規約規定 (付属書 II)	国内法令は、担保を要求する事例を定めるものとして、提供される担保の種類を特定する。	担保の額を定める。	定期的に物品を申告する申告者から包括担保を受け入れる。	担保を要求する場合に提供されるべき担保の額は、できる限り少額とするものとし、税の納付の担保の額は、化される可能性のある税額を超えてはならない、				
Level 3	京都規約の規定以上に簡素化された手続がベストプラクティスとして実施されている。							
Level 2	京都規約に基づく国内法令が整備されている。							
Level 1	京都規約を批准しているが国内法令の整備はなされていない。							
Level 0	京都規約を批准していない。							

項目	評価	相談	事前教示	不服申立て	知的財産権	事後調査	修正申告・更正
内容 (根拠)	国際条約である関税評価条約に則り、正確かつ公平に課税標準価格が決定される。	輸出入申告をはじめとする税関手続の問合せに対応し、適正な手続を指導する。	通常、申告の際に審査される税版、課税標準を事前の資料に基づき、税関の判断を求める制度。	税関が行なった行政手続に関して、異議を申し立てる制度。	知的財産権を侵害する物品を水際で阻止するために有効な手段を講じうる。	恒常輸入者を対象に貨物到着時の納税のための書類審査に代えて、許可後に事業者のもとに赴き、取引関係の書類、帳簿と輸入申告を突き合わせることで、貨物のリリースを早める措置。	輸入者が輸入許可後に納付する税額を修正する（修正申告）、あるいは税関が税額を訂正する（更正）する措置。
Level 3		郵便、電話、インターネットなど税関官署に赴くことなく利用できる。	申立てが妥当かどうかを第3者が判断する仕組みがある。	すべての知的財産権について、取締りの対象としている。	信用のおける輸入者に対しては、標準的なサンプリング手法を活用し、自己診断を行なうことを可能としている。	一定期間、一括した手続を行い、過不足額を合算して税金を納付（還付）することができる。	
Level 2	評価条約に基づく国内法令が整備されている。	一部の官署しか利用できない。	申告者は誰でも申立てが可能。	すべての知的財産権を対象としていない。	過去の申告情報あるいは調査結果を活用して、対象者の選定が行われている。	電子的な手続を行なうことができる。	
Level 1	評価条約を批准しているが国内法令の整備はなされていない。	制度は存在するが、根拠となる法令、通達が整備されていない。					国内法に基づく制度が存在する。
Level 0	評価条約を批准していない。	制度がない					

## セキュリティ対策

項目	事前情報の入手と活用	情報を活用した貨物の選定	検査の代行	AEO制度
基準の枠組み	輸入される貨物が外国の港を出港する24時間以内に当該船舶に搭載する貨物のリストを提出されることができる。	事前に入手した情報を効果的に活用し、ハイリスク貨物を選定することで、問題のない貨物については、入港後の諸手続を効率良く処理する。	コンテナ貨物について、コンテナに搭載する前に輸出国において輸出検査を実施することで、輸入国での輸入申告時の検査を省略する。	法率遵守上問題がないと認められた事業者に対し、最高レベルの便益を提供する。
Level 3	国内法令の規定に基づき出港前に情報を入手し、取締り等に活用している。	税関の情報に加え、関係省庁が入手している情報を活用して、貨物の選定を実施している。	協定、取極に基づく相互主義に基づき輸出検査を実施、あるいは実施の依頼を行なっている。	海外の税関と相互認証を行なっている。
Level 2	国内法令の規定に基づき入港前に情報を入手し、取締り等に活用している。	Ocean B/L情報に加え、フォワーダーが所有するHouse B/L情報をも活用した貨物の選定を実施している。	事前情報を活用し、他国に要請して、輸入される貨物の他国での輸出検査が行われている。	サプライチェーンを担う貿易関係者すべてに対する制度が整備されている。
Level 1	法令の整備はまだであるが、入港前に情報を入手し、取締り等に活用している。	船会社等から入手した積荷目録情報（Ocean B/L情報）を活用した貨物の選定を実施している。	時刻において他国の要請に基づく輸出検査が行われている。	サプライチェーンを担う貿易関係者の一部に対する制度が整備されている。
Level 0	事前情報を入手していない。	情報を活用した貨物の選定は行われていない。	他国の要請に基づく輸出検査は行われていない。	制度が設けられていない。

電子化

項目	通関				旅客		Vehicle		事後調査
	申告・申請	納税・手数料の徴収	アカウント管理	リスク管理	事前選定	徴税	管理	入出港/入出国手続	
内容	税関が受理する申請・申告について電子的に行なうことが可能。	関税などの税金あるいは手数料を電子的に納付することが可能。	輸出入申告の履歴を申告者ごとに管理する。	申告等が正しく行われるかどうかを統計的処理などに基づき客観的に評価し、審査・検査に反映させる。	航空会社から送信される搭乗員名簿をベースにハイリスク旅客を絞込む。	航空旅客が持参する手荷物等の輸入手続を電子的に処理する。	船舶、トラック、列車について入出港、国境通過を管理する。	入出港/入出国手続及びそれに伴う手数料の徴収を電子的に行なうことが可能。	事後調査を実施するにあたりコンピュータシステムを有効利用した対象の選定、選定対象の分析を実施。
Level 3	他省庁と協調しワンストップサービス、シングルウィンドウサービスを実施している。	クレジットカード、デビットカードでの納付も可能としている。	申請者など貿易関係者をコード化した上で、申告情報をデータベース化するとともに、納税情報など他機関の情報を加味したアカウント管理を行なっている。	直近の検査結果、摘発結果をベースにシステムで自動的にプロファイルを作成し、リアルタイムで手続システムに反映させる仕組みを有している。	旅客名簿、予約情報（PNR）をリスク判定システムに入力し、システムによる選定を行なうとともに、対象旅客の追跡を可能としている。	入国前に申告、徴税手続を完了している。	手続システムと連動し、履歴管理も可能としている。	他省庁と協調しワンストップサービス、シングルウィンドウサービスを実施している。	過去の事後調査実績、通関非違実績、修正申告、更正実績などを加味し、事後調査により増額修正が期待できる事業所を選定している。
Level 2	税関と貿易関係者を結ぶネットワークを通じて、申告者の事業所から電子手続を行なうことが可能。	税関と貿易関係者、金融機関を結ぶネットワークを通じて、申告者の事業所から納税、手数料の納付が可能。	申請者など貿易関係者をコード化した上で、申告情報をデータベース化し、アカウント管理を行なっている。	リスク管理を担当する部署がコンピュータ等を用いて行なったリスク分析結果を手続システムに反映させる仕組みを有している。	旅客名簿に加え、予約情報（PNR）を入手し、選定に活用している。	クレジットカード、デビットカードでの納付も可能としている。	データベースを構築し管理している。	電子手続と電子納付が可能。	輸入申告情報、輸入者情報を全国一律の情報システムに集約し、過去の通関実績などを参集し、調査ターゲットを選定している。
Level 1	税関官署で税関職員あるいは申告者が専用の端末を利用することで電子申告が可能。	na	申告結果を出力し、税関職員の集計でアカウント管理を行なっている。	リスク管理を担当する部署が設置されているが、手続システムにリスク分析結果は反映されていない。	航空会社から着陸直前に旅客名簿（PL）を入手し、選定に活用している。	旅客を対象として徴税システムが存在し、現金納付が可能。	帳簿、台帳で船舶の管理を行なっている。	電子手続は可能であるが、手数料等の納付は現金扱い。	各税関ごとに集計したものをパソコン上で集計している。全国ベースのデータベースはない。
Level 0	電子手続がない			行われていない	行われていない	徴税システムがない	行われていない	電子手続がない	行われていない